

財団法人秋田県国際交流協会 インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人秋田県国際交流協会（以下「協会」という。）が実施するインターンシップに関する必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 学生等に対し、協会における就業体験の機会を設けることにより、学生の就業意識の向上及び県内の国際交流、国際理解及び多文化共生に対する理解を深めることを目的とし、インターンシップ実習生（以下「実習生」という。）の積極的な受入れを進める。

(実習対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、原則として学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、高等学校、県内の専修学校及び県内の各種学校（以下「所属校」という。）の学生とする。

(報酬等)

第4条 協会は、実習生に対して、報酬・賃金、居住地から実習地までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(実習時間)

第5条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(服務)

第6条 実習生は、所属校の学生という身分を保有する。

2 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

3 実習生は、実習時間中、協会職員が遵守すべき法令等を遵守し、実習生の指導監督等を担当する職員（以下「実習担当者」という。）の指導、指示等に従わなければならない。

4 実習生は、実習により得た情報（公開されているものは除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

5 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表する場合には、事前に協会の承認を得なければならない。

6 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(実習生の受入手続等)

第7条 インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする所属校の代表者はインターンシップ受入申請書（別紙様式第1号）を、学生はインターンシップ申込用紙（別紙様式第2号）を協会に提出しなければならない。

2 協会は受入れの可否を所属校の代表者に通知し、協定書（別紙様式3号）を取り交わす。

3 受入が決定した学生は、誓約書（別紙様式第4号）を協会に提出しなければならない。

4 学生が在籍する所属校の代表者は、この誓約の遵守について徹底指導するものとする。

(受入所属の役割)

第8条 協会は実習プログラムを作成し、実習が円滑かつ適切に行われるよう努めなければならない。

(実習の中止)

第9条 協会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第7条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。

(2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(事故責任等)

第10条 学生が在籍する所属校の代表者及び実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険等に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 所属校の代表者及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって第7条の規定に反する行為により、協会又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帶して責任を負わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、その都度、協会と所属校の代表者が協議の上、定めるものとする。

附則 この要綱は平成22年4月1日から施行する。